



でらボラNAGOYA通信

2021年 11月号

未だに余震! が…

「NPO法人ポラリス」に改修のための 寄付金として5万円を送りました。

東日本大震災から10年経った今年の2月13日、その余震である「福島県沖を震源とする地震」が発生しました。「でらボラNAGOYA」が、炊き出しと音楽を中心に支援・交流を続けている「NPO法人ポラリス」(宮城県山元町)では、震度6という強い地震で建物に大きな被害がありました。そこで、改修のための寄付金として5万円を送りました。皆様のご協力のおかげです。ありがとうございました。現在、国からの補助金も申請し修繕と耐震強化の工事が進められています。



障害のある人もない人も共に素敵に生きられてはたらく地域づくりをめざしているポラリス。しかし昨年、新型コロナウイルス感染拡大のために、「でらボラ」メンバーもポラリスの皆さんとあう機会がありません。「また、あいたいな」と思いながらの経過報告です。

私たちは、2011年3月11日に発生した東日本大震災を機に、被災地の復興と、人と人との繋がり回復を願う有志によって結成されたネットワークです。活動支援のカンパなど、引き続き本会の活動へのご支援、よろしくお願い申し上げます。募金は一如さん(毎月12日)の募金箱、もしくは下記の口座までお振込ください。

【口座名義】真宗大谷派名古屋教区内有志災害ボランティアネットワーク
【ゆうちょ銀行振替口座 口座記号番号】00800-8-174946 【支店名】名古屋橋

**10月12日の一如さん募金…30,005円でした。
あたたかいご支援、誠にありがとうございました。**

原発事故から10年が経過した今も、避難者の人たちがさまざまな被害を受けており、現在

「だまっちゃおれん!!

原発事故人権侵害訴訟愛知岐阜」

第5回口頭弁論が10月5日開催

「原発事故人権侵害訴訟愛知岐阜」、愛称「だまっちゃおれん訴訟」は、福島県から自主避難をし、2019年8月2日名古屋地裁において不当判決を受けた原告の中から、「被曝防護」「脱原発」「被曝を避ける権利」を訴えて、控訴審をたたかう原告の人たちが立ち上げた新原告団です。当会でも、いろいろな形(傍聴に行く、サポーターになる、ニュースを配る、カンパするなど)で支援を続けています。

陳述要約

1. 避難を継続する合理的な理由があることが、調査・検証結果をもとに報告があった。
2. 原発から20km圏内の南相馬市から行くところなく結果、名古屋市に避難してきた原告の1人が、「自然豊かなところで暮っていた。事故当時、原発は安全という刷り込みがあったが、何が危険なのかも思い浮かばなかった」「奪われた土地も、生活も、元には戻っていない」。「せめて裁判で、事故を起こした国の責任と東京電力の無責任さを明らかにしたい」と主張。
3. 原判決の誤り及び一審原告らの避難元の土壌汚染度の測定結果に基づいた避難の必要性・相当性が指摘された。
4. 放射線被ばくによる被害による原判決の判示批判。
5. 「原発」とその「構造」を作り出してきた国、東電のその「構造」を正しくとらえることが必要不可欠である。今後、問われるべき責任を追及していくと結ばれた。



第6回口頭弁論 12月22日(水)14時～ 名古屋地裁1階1号法廷

でらボラNAGOYA会員 募集中!

【入会資格】不要です **【会費】**不要です(募金活動にご協力お願いします)

【申込方法】毎月12日の「一如さん」の募金スタッフにお声かけください

【問い合わせ】mail:derabora758@gmail.com